

後見支援預金(決済用預金を含む)

令和4年5月10日

販売対象	・家庭裁判所に提出する報告書に基づき、本預金新規契約にかかる「指示書」を交付された後見制度利用者	
期間	・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・口座開設店の窓口でのみお取引いただけます。 ・家庭裁判所から発行された「指示書」を交付日から3週間以内にご提出ください。
	(2) 預入金額	・1円以上かつ指示書に記載される金額
	(3) 預入単位	・1円単位かつ指示書に記載される金額
払戻方法	・口座開設店の窓口でのみお取引いただけます。 ・家庭裁判所から発行された「指示書」を交付日から3週間以内にご提出ください。	
利息	(1) 適用金利	・変動金利 ・毎日のスーパー定期1年物(300万円以上)の店頭表示の利率を適用します。 ・決済用預金は無利息です。
	(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。
	(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取の取扱いはできません。 ・公共料金等の自動支払いを取り扱うためには、家庭裁判所の承認が必要です。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)。決済用預金は全額保護されます。 	

沼津信用金庫

※本商品については当金庫の後見支援預金規定(決済用含む)が適用されます。